

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

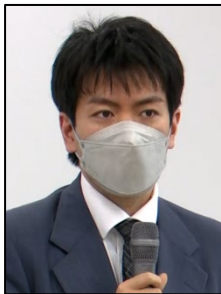
研究成果をより広く公開するための ライセンス付与について： CC ライセンス付与の経験から

野村 周平
(横浜国立大学)

講演要旨



機関リポジトリに対する論文掲載許諾状況を一覧形式で掲載している学協会著作権ポリシーデータベース(SCPJ)について、2022年12月26日、更なる利活用を促進するためにライセンスを設定した。内容は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止 4.0 国際(CC BY-ND 4.0)と、CC BY 4.0に基づいた独自ライセンスを同時に設定するデュアルライセンスという形式である。本講演では、ライセンス付与の意義と実際にライセンスを設定するに当たり検討した事項について情報共有する。



野村 周平

横浜国立大学附属図書館職員、JPCOARコンテンツ流通促進作業部会副主査SCPJチーム担当。非正規雇用職員として公共図書館にて勤務の後、2020年4月より東京大学工学・情報理工学図書館に配属を経て、2022年4月より現職。2022年12月、学協会著作権ポリシーデータベース(SCPJ)にCCライセンスを設定した。

私は横浜国立大学附属図書館のリポジトリ実務担当と、2023年度のオープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)にてコンテンツ流通促進作業部会の副主査、学協会著作権ポリシーデータベース(SCPJ: Society Copyright Policies in Japan)チームの取りまとめ役を務めています。今回は、SCPJにライセンスを付与した経験からこの場にお呼びいただきました。これから研究成果を公開するに当たり、ライセンス付与が重要なトピックとなると思われまますので、私の知見が皆さまのお役に立てば幸いです。

WEKO3におけるライセンスの扱い

まず、現在多くの機関リポジトリで使われているWEKO3におけるJAIRO Cloudの仕様について、ライセンスとの関係を確認いたします。図1の上部は検索



(図1)

画面、下部が個別アイテム内のメタデータの画面です。WEKO3 ではライセンス内容がきちんと表示され、ライセンスでも検索できるようになっているため、ライセンスの有無が検索結果に直接関与します。つまり、データベースの設計上、ライセンスが付いていないものは最初から閲覧しないという性格のユーザーが想定されているわけです。個人的にこの点が大学図書館のリーポジトリ担当として皆さんと共有したかった部分です。より多くの人に研究成果を共有するためにはライセンスの設定が必要である、なぜならデータベースがそのような設計となっているということです。2023年11月現在、CiNii Researchにはライセンスでの検索項目がまだないと記憶していますが、恐らく今後実装されるのではないかと考えています。

SCPJの意義と概要

SCPJについて説明する前に、機関リーポジトリごとに行っているセルフアーカイブ（グリーンOA）の特徴についてお話しします（図2）。セルフアーカイブは各権利者が定める著作権ポリシーに依存していますが、著作

セルフアーカイブ(グリーンOA)の特徴

- 出版者(権利者)が定める著作権ポリシーに依存している

デポジット可能な版は？

- ・著者最終版 (VOR)
- ・出版者版 (VOR)

エンバーゴ期間(公開停止期間)は？

- ・存在しない
- ・1ヶ月
- ・3ヶ月
- ・6ヶ月

資金提供機関からの著作権および投稿ポリシーに準拠する義務がある？ (Plan S等)

別途ライセンスを定める必要がある

メタデータに特定の文言を入れること

各出版社ごとに全く異なる内容

(図2)

SCPJとは？

グリーンOA推進のため、日本の学協会がそれぞれ定めるオープンアクセス方針を公開するデータベース

2023年11月現在、3353件データが登録されている

沿革

2020年3月以降、JPOCARにて管理

即時OA義務化を見据え、項目やメンテナンス体制等を改善予定です

(図3)

権ポリシーは多岐にわたる複雑なもので、出版社ごとに内容が全く異なっています。そのため、機関リーポジトリ運営者はそれらを一つ一つ確認する作業が必須となります。私が所属するJPCOARのSCPJの意義は、まさしくこの著作権ポリシーの確認作業の負担軽減にあります。

機関リーポジトリ担当者以外の方々ではSCPJの知名度はあまり高くないと思いますので、概要をご説明します（図3）。SCPJは、グリーンOA推進のために、日本の学協会がそれぞれ定めるオープンアクセス方針についてアンケート調査を行い、その回答を公開しているデータベースです。2023年11月現在、3,353誌のOA方針が登録されています。2025年の即時OA義務化を見据えて、項目やメンテナンス体制等を改善していく予定ですので、皆さまからご意見等がございましたら、ぜひ賜りたいと存じます。

SCPJのライセンス形態

では、本題であるライセンス付与の話に移ります。2022年、SCPJそのものにライセンスを付与しました（図4）。クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）のうちCC BY-NDと、コンテンツ流通促進作業部内部会で定めた独自ライセンスとの2本柱で運用することとなりました。CCライセンスに詳しい方は、ここでNDが付いていることに疑問を感じられたかもしれませんが、実際に付与した立場から、検討に当たってどんな要素を意識したのか共有したいと思います。

まず、基本的なところからご説明すると、クリエイティブ・コモンズは、データベースもライセンス付与の対象としています。クリエイティブ・コモンズ・ジ

ライセンスの付与

昨年12月26日に制定

CC BY-ND
独自ライセンス

デュアルライセンスとして運用

(図4)

ジャパンの Web サイトの FAQ には、「ライセンサーが詳しく記述する場合を除き、CC ライセンスではデータ/データベースの違いを区別していません」と記載されています(図 5)。著作権法は本当に複雑で私もあまり詳しくないのですが、現在の日本の著作権法では、データベースは保護されるものの、個別のデータについては基本的に保護されないと解釈されています。CC ライセンスに関しては、データベースも個別のデータも同じように取り扱われます。司法の場合において実際どのように解されるかはともかく、データ単位で取り扱いの希望について意思表示できる点がツールとしての大きな特徴だと考え、検討を行いました。

ライセンス付与に当たっての検討内容

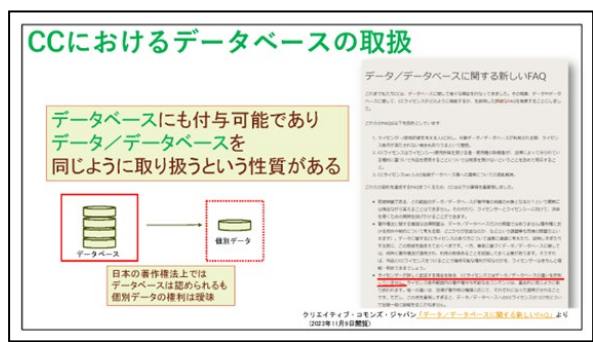
私たちは、SCPJ の想定される利用形態と CC ライセンスの特性についてそれぞれ検討しました。

想定される利用形態としては、まず島根大学の SCPJ データを直接利用した検索ツールが挙げられました(図 6)。これは実際に CC ライセンスを検討する前から公開されていたものです。また、実際には利用

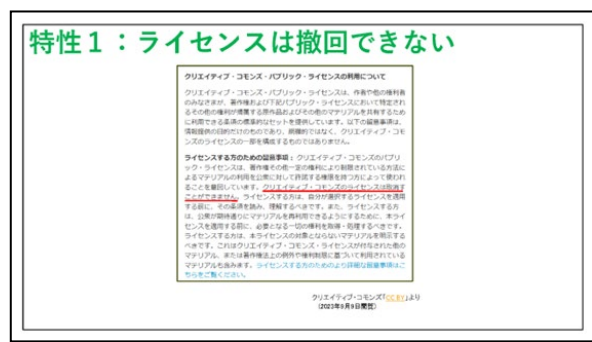
されていませんが、日本語版を翻訳した中国語版の SCPJ や、SCPJ に登録されている特定の学問内の個別のデータを別のデータベースに流用するという形態もライセンス検討の際には想定しています。現在 SCPJ に記載されているデータの性格として、リポジトリ登録にあたって国内のさまざまな機関において参照されることが想定され、著作権の侵害にも関わりうるものであり、正確性が必要なデータであることから、いずれの場合であっても、データの同一性をどうしても保持したいという考えがあり、CC BY とするか、CC BY-ND とするかについては、JPCOAR 作業部会内でも意見が大きく分かれた箇所となります。

CC ライセンスの特性は複数ありますが、一つは撤回することができないという点です(図 7)。これは、クリエイティブ・コモンズが調停機関ではないため、著作権法の問題が発生した場合どうするかという点を踏まえて、CC BY として設定した場合の検討に当たりかなり気を付けた部分です。

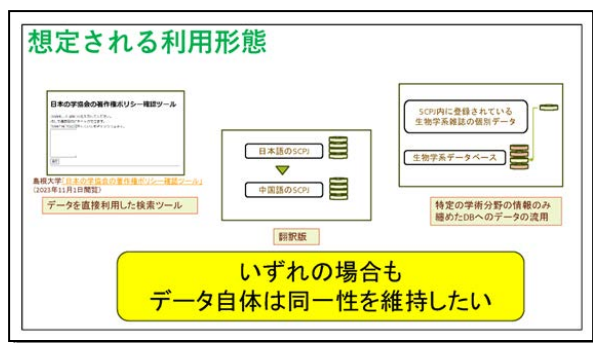
二つ目は、ND ライセンスの付いた出版物はオープンアクセスではないという特性です(図 8)。クリエ



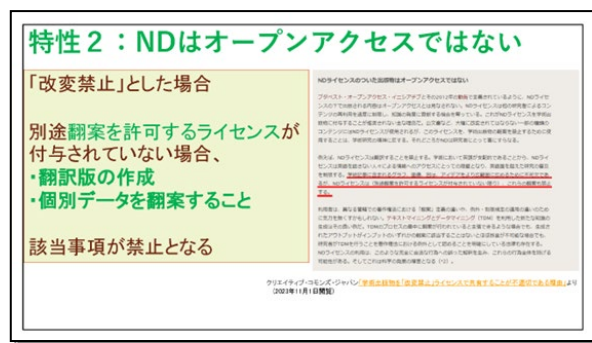
(図 5)



(図 7)



(図 6)



(図 8)

イティブ・コモンズ・ジャパンの Web サイトには、「ND ライセンスは翻訳することを禁止する」という記載があり、別途翻案を許可するライセンス等が付与されていない場合は、翻訳版の作成や個別データの翻案などが全て禁止事項となります。データの利活用自体を歓迎している場合でも、ND ライセンスがあるとデータの改変を禁じる代わりに、翻訳版を作成することができないこととなります。

SCPJ のライセンス検討から離れて、学術出版社に論文を投稿する際に、CC BY-NC-ND で公開する場合や、CC BY で公開する場合は一般的に APC を支払って公開する形にしていると思いますが、ND ライセンスがオープンアクセスでないことは意識するべき点であると野村は思います。

三つ目として、ライセンスを複数設定してもよいという点も CC ライセンスの大きな特徴です (図 9)。クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの Web サイトに先行事例として、クリプトン・フューチャー・メディア社の独自ライセンスであるピアプロ・キャラクター・ライセンス (PCL) と CC ライセンスの CC BY-NC が非営利でのライセンスとして紹介されています。このような実例があるのであれば、島根大学のように既に公開されているものを ND にすることで公開できなくなるのは問題だということもあり、私たちも複数のライセンスを設定する方向で検討を進めることになりました。

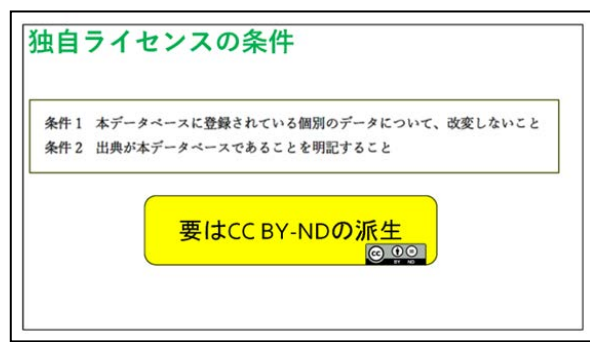
私たちが作った独自ライセンスの条件は、シンプルに次の 2 点を遵守することです。条件 1「本データベースに登録されている個別のデータについて、改変し

ないこと」、条件 2「出典が本データベースであることを明記すること」としました (図 10)。特定の部分についての改変を禁止するという、つまり CC BY-ND の派生になりますが、可能な限りデータの利活用を推進しつつ守るべきは守るという意識で検討を進めることになりました。

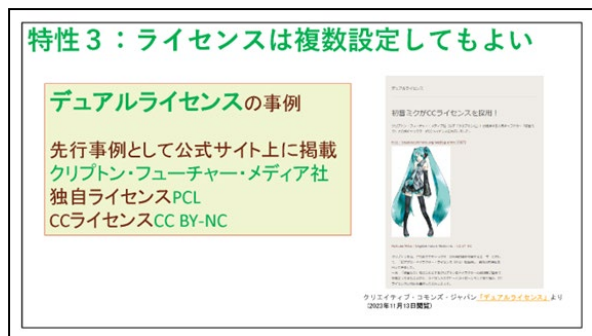
研究活動のこれからの潮流

今後は研究活動がよりオープンになることが世界的に求められると思います。ライセンス付与もオープン化の一環です。情報流通に関わる一図書館員として、私はこの潮流を歓迎したいと思います。ただその際には、研究データ管理のオープン&クローズ戦略のように、特定のデータはオープンにして特定のデータはオープンにしないというデータの取り扱いについて感覚を持つことも大切だと思います (図 11)。

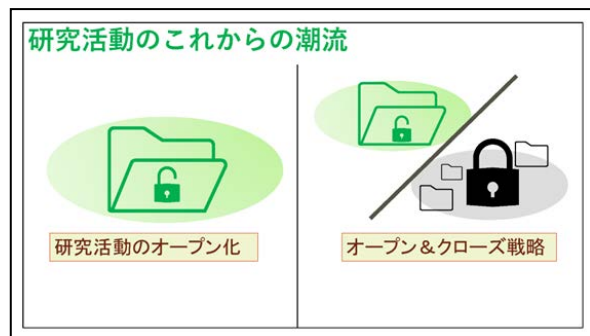
正直なところ、今日の研究データ管理や潮流の大きな変化は、研究者からするとやや負担感が強いだろうと感じています。ただ、全てを公開しなければならないわけではありません。研究成果の一つとして個別の



(図 10)



(図 9)



(図 11)

データ一つ一つを取り上げ、その取り扱い方を考えてみようと思えた方がより建設的なのではないかと考えます。そのためにも、データをどのように管理するのかというデータマネジメントの概念を一人一人が意識していくことが重要であり、その意識が後のトラブルを防ぐことにもつながると考えます。私たち SCPJ で設定したライセンスと CC BY-ND とのデュアルライセンスという、より緩いライセンスでの運用は、そのバランスを考えたライセンス設定を行えたのではないかと手前みそながら考えています。

最後にわれわれ図書館の役割について改めて捉えたいと思います。図 12 の右下は、京都大学副学長の引原隆士先生による研究のライフサイクルの図です。一番後ろに位置している「研究成果の公開」に関して、図書館およびリポジトリ管理者は主体となって支援することができます。ただこれは、あくまでも支援であり、公開の主体となることはできません。研究成果をどのように公開するかという権利は、実際に研究する人のものですので、研究者一人一人が自身の研究成果をどう取り扱っていきたいのか意識を持っていただくと、図書館員として大変助かります。各自がそのような意識を持つことこそがグリーン OA のさらなる推進につながり、研究成果を社会全体に還元することにもつながるのではないかと考えます。

図書館員としての CC ライセンスへの要望

蛇足ですが、パネルディスカッションへの話題提供を兼ねて、リポジトリ担当として、こういうライセンスがあるとうれしいと考えていることを共有させてい

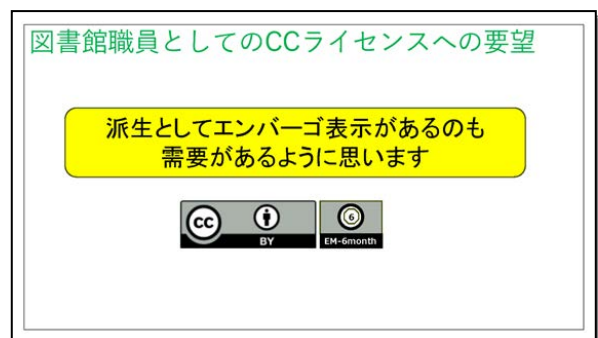
たきます。

それは、CC BY の 6 カ月エンバーゴです (図 13)。中央の数字を変えると 6 カ月以外にも対応できるもので、個人の規模で運営している中小規模の学会誌などが、一定のエンバーゴ期間終了後に CC BY として公開したいというケースを想定したライセンスです。2.1 から 4.0 への改訂ではライセンス表示をより国際的で簡潔なものにしており、その流れには反していると思いますが、さまざまなニーズの下でライセンスをどう付与するか検討されている権利保持者は多くいらっしゃると思いますので、一例として挙げました。

自らの研究成果について、どのような戦略の元に公開したいのか、今後は意識していきましょうということで、私の発表をまとめたと思います。



(図 12)



(図 13)